

平成15年6月11日
周南社協要綱第8号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
徳山支部障害児ケアグループ育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児ケアグループ（以下「グループ」という。）の健全な発展を図るため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部（以下「本会徳山支部」という。）が補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする、

(補助対象)

第2条 補助の対象となるグループは、旧徳山市域で活動し次の各号に該当するグループとする。

(1) 5人以上の障害児を対象とし、月に1回程度、交流会や訓練をしているグループで原則として公費補助を受けていないグループ

(2) その他周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたグループ
(補助金額)

第3条 補助金額は、予算の範囲以内で、1グループにつき年間50,000円を限度として補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとするグループは、交付申請書（別紙様式1）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別紙様式2）によりグループに通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による交付決定を受けたグループが、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別紙様式3）を会長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第7条 この補助金の交付を受けたグループは、翌年度5月末までに実績報告書（別紙様式4）を会長へ提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。